

## 軽微変更提出書類等確認書

1) 「農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年七月一日法律第五十八号)」第十三条第2項第一号から第六号の要件

第十三条 第2項	本文
一	農用地等以外の用途にすることの必要性があり、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。
二	農用地区域地区内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
三	農用地区域内における農用地の集団性が保たれ、農作業の効率化その他土地の農業上の効率のかつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
四	農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
五	農用地区域内の農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
六	当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

2) 添付書類

No.	書類名
(1)	隣地耕作者の承諾書
(2)	地元農区長の同意書
	<b>農区長と自治会長が異なる場合は自治会長の同意書もお願いしたい。</b>
(3)	変更予定地の位置図兼排水系統図※主たる排水路までの系統 (1/5,000~1/10,000程度)
(4)	変更予定地周辺を含む更正図の写し
(5)	変更予定地の施設配置図兼排水計画図 (1/500~1/1,500程度) ※施設からどのように雨水等排水が流れるのかがわかるように。
(6)	建設予定建築物・工作物の平面図
	<b>分筆を行わない場合には求積図の提出も併せてお願いしたい。</b>
(7)	所有農地所在図 (1/10,000程度)
(8)	土地登記簿謄本
(9)	地権者の同意書 (土地所有者と事業計画者が異なる場合)

※面積の表記について、基本的には小数点以下は切り捨てる。が、その他の土地と併せて開発する場合は小数点以下も表記する。